

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

施行細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会（以下「当法人」という。）の定款（以下「定款」という。）及び当法人理事会規則第10条の規定に基づき、理事会の運営に関し必要な事項及び当法人の運営全般にかかる必要な事項を定めることを目的とする。

(社員及び会費)

第2条 定款第6条第3項及び第7条に規定する当法人の正社員、準社員、賛助社員及び会費について、次のとおり定める。

一 正社員

イ 正社員は、当法人の目的に賛同して入社した知的障がい者支援施設家族会の都道府県組織（以下「都道府県連」という。）とし、理事及び社員総会の代議員を各1名選出する。ただし、理事は社員総会において代議員を兼務することができる。

ロ 正社員は、会費を納入しなければならない。

ハ 会費年額は、都道府県連の加入施設家族会数により基本会費を設定して、別表1に定める計算式により算出する。

ニ 会費は毎年7月末までに納入する。

ホ なお、ハの規定にかかわらず、会費納入が困難な場合は、会費減免願を提出することにより、理事会において審議し減免額を決定する。

二 準社員

イ 準社員は、正社員がいない都道府県において、当法人の目的に賛同して入社した複数の知的障がい者支援施設家族会で構成する組織又は単独の知的障がい者支援施設家族会等とし、その代表として社員総会の代議員を1名選出する。

ロ 準社員は、理事及び監事になることはできないが、他は正社員と同等の権利を有する。

ハ 準社員は、別表1に定める会費を納入しなければならない。

ニ 会費は毎年7月末までに納入する。

三 賛助社員

イ 賛助社員は、当法人の事業を賛助する個人又は団体とする。

ロ 賛助社員は、当法人が主催する大会・研修会・会議に参加できる。ただし、会議での発言は議長の許可を要し、議決権は有しない。

ハ 賛助社員は、別表1に定める会費を納入しなければならない。

ニ 会費は毎年7月末までに納入する。

(理事の選出及び理事長・副理事長の選定)

第3条 正社員は理事を各1名選出する。

- 2 理事長及び副理事長の選定は理事の互選による。
- 3 理事長及び副理事長は、北海道・東日本、四国・西日本(中部地方以西)、九州・沖縄の各ブロックごとに1名選定する。(理事長1名、副理事長2名となる)
- 4 この条における各役職の選出・選定については、社員総会により承認を受けるものとする。

(顧問)

第4条 当法人は顧問を置くことができる。顧問の氏名、依頼分野等は一覧表としておく。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、無報酬とする。

(委員会及び部会)

第5条 定款第30条第2項の規定により、当法人の事業の円滑なる運営を図るために、理事会がその必要を認め議決し、社員総会で承認された場合、次の委員会及び部会を置くことができる。

一 常任委員会

イ 常任委員会は、正副理事長及び理事会において原則として各地方部会の理事より1名以上選出された常任委員により構成する。

なお、常任委員会の構成員となる者は、原則として知的障がい者支援施設を現に利用している利用者の家族に限ることとする。

常任委員会の委員長には、理事長があたる。

ロ 常任委員会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務の執行
- (2) 理事長の職務の補助

ハ 常任委員会には、次の部会を置く。

- (1) 行政対策部会
- (2) 組織部会
- (3) 研修部会
- (4) 広報部会
- (5) 総務部会

各部会には、常任委員会構成員の中から責任者及び副責任者を置く。

また、特に必要と認めた場合は調査研究のための小グループを置くことができる。

なお、各部会の担当事業職務は別表2のとおりとする。

ニ 常任委員会は、委員長である理事長がこれを招集し、自ら議長となる。

常任委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

二 地方部会

イ 全国を北海道・東日本、四国・西日本(中部地方以西)、九州・沖縄にブ

ロック分けし、地方部会を設置する。地方部会は各ブロック内の全理事を委員として構成する。

地方部会は、理事会等で審議された事項について、各ブロックにおいて必要と認めた事項について審議する目的で地方部会長が招集する。

ロ 地方部会長には、各ブロックから選定された理事長及び副理事長があた

る。
ハ 会議の招集、議長、成立要件、議決要件等は常任委員会の規定を準用する。

(委員の任期)

第6条 常任委員会及び地方部会の委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事録)

第7条 常任委員会及び地方部会の議事録は、常任委員会委員長及び地方部会長が署名または記名押印のうえ、社員総会及び理事会の議事録保存の規定に準じて、10年間保存する。

(正副理事長会)

第8条 定款第30条第2項の規定により、重要かつ至急を要する案件については、正副理事長会を開催して審議することができる。

2 正副理事長会において決議実行した事項は、遅滞なく直近の常任委員会及び理事会で報告するものとする。

(改廃)

第9条 この細則の改廃には、理事会の議決と社員総会の承認を要する。

附 則

この細則は、平成25年6月11日から施行する。

この細則は、平成26年6月19日から一部改正する。

この細則は、平成29年6月13日から一部改正する。

この細則は、2020年6月29日から一部改正する。

(委員会及び部会の規定ほか条文整備)

この細則は、2021年6月8日から一部改正する。(会費減免願の項)

この細則は、2023年6月30日から一部改正する。(社員及び会費の項目)

この細則は、2025年3月17日から一部改正する。(準社員規定追加ほか)

別表1

社員種別	会 費 年 額
正社員	1～5 施設家族会 基本会費 30,000 円＋加入施設家族会数×3,000 円 6～10 施設家族会 基本会費 70,000 円＋加入施設家族会数×3,000 円 11～20 施設家族会 基本会費 100,000 円＋加入施設家族会数×3,000 円 21～50 施設家族会 基本会費 120,000 円＋加入施設家族会数×3,000 円 51 施設家族会～ 基本会費 150,000 円＋加入施設家族会数×3,000 円
準社員	10,000 円
賛助社員	団体賛助社員 1口 3,000 円 個人賛助社員 1口 2,000 円

別表2

部 会 名	活 動 内 容	備 考
行 政 対 策 部 会	衆参厚生労働委員等国会議員及び厚生 労働省等行政との懇談会・意見交換会 の企画・実施	
組 織 部 会	未加入都府県等の加入を勧誘 その他全施連の活動等のPR活動	
研 修 部 会	研修内容の企画 各県連等の研修を支援	
広 報 部 会	全施連ニュース発行 各県連等から発信された重要情報を タイムリーに全国に周知	
総 務 部 会	総務全般	